

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第 27 回議事録

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第 27 回） 議事次第

日 時：令和 7 年 2 月 17 日（月） 15:00～17:05

場 所：中央合同庁舎 8 号館 災害本部会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・ 前回（第 26 回）ワーキンググループにおける意見等について
- ・ 南海トラフ巨大地震対策について
- ・ 南海トラフ地震の被害想定について

3. 閉 会

開 会

○藤本（事務局） それでは、ただいまより「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の第27回会合を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、内閣府防災担当の藤本でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日も前回までと同様に、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。ハウリング防止のため、御発言される場合以外はマイクをミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。また、対面で御参加の皆様におかれましては、御発言の際は、なるべくマイクを近づけて御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして御報告いたします。

越塚委員、小山委員、田嶋委員は、所用により欠席となっております。

濱田委員は所用により御欠席のため、代理として三浦謙一様に御出席いただいております。また、渡邊委員におかれましても所用により御欠席のため、代理として忌部守人様に御出席いただいております。

それでは、報道関係者の方々はここで御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○藤本（事務局） 次に、事前に配付しております本日の資料につきまして確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、資料につきまして非公表資料が1から8と参考資料1がございます。

また、卓上の紙ファイルでございますけれども、これまでの議論で既に配付しておりました資料につきまして、参考に配付しております。こちらの資料につきましては、会議終了後は卓上に置いたままにさせていただき、お持ち帰りにならないようよろしくお願いいたします。

資料につきましては以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以下の進行は福和主査をお願いしたいと思います。福和主査、よろしくお願いいたします。

○福和主査 福和でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

早速、本日の議事に入りたいと思います。

議事次第にございますように、今日は「前回ワーキンググループにおける意見等について」、「南海トラフ巨大地震対策について」、「南海トラフ地震の被害想定について」の3つでございます。それぞれ区切って議論してまいりたいと思います。

まず最初に、1つ目の議題「前回ワーキンググループにおける意見等について」事務局から御説明いただければと思います。

資料説明

○森久保（事務局） 事務局の森久保でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、非公表資料1「今後のスケジュール」から御覧になっていただければと思います。1枚おめくりいただきまして、1ページ目、いつものスケジュールを書いてございます。本日、第27回ということで、この後、第Ⅴ章の本文、第Ⅵ章の骨子ということを予定しております。

それから、次回、第28回として3月11日にⅥ章の本文、被害様相の取りまとめ、報告書取りまとめということにしております。

その下、第29回、3月27日ということで、仮で皆さんの御予定をお願いしていたところでございますが、今回、新たにこの日も必要だということで、第29回を位置付けさせていただいたということでございます。

なお、3月27日ということで、これ自体が年度末ぎりぎりではございますが、この後、3月末を目途に報告書を取りまとめて公表したいと思っております。今も頭撮りがございましたが、この会議の後のブリーフィングにおきましても、3月末を目途に報告書の取りまとめといったことを対外的にもスケジュールを公表していきたいと考えているというものでございます。

スケジュールにつきましては以上です。

続きまして、非公表資料2、前回の第26回における御意見ということでまとめたものでございます。中ほど、意見概要を書いておりまして、その右側に対応方針（案）という形にしております。基本的に報告書のいずれかの場所に反映するということで考えておりますが、後ほどこれを御説明させていただければと思います。

表の左側、通し番号ということでナンバーを振っております。これを後ほど御参照いただきながら報告書本文の御説明をさせていただければと思います。

それから、非公表資料3、報告書のイメージでございます。これも前回、これまでも使ってきたものでございますが、3ページ目、各章の内容ということで全体像をお示ししたのになってございまして、横方向に第Ⅰ章のはじめに、第Ⅱ章のフォローアップ、第Ⅲ章の新たな被害想定、第Ⅳ章の基本方針、本日、第Ⅴ章の具体的に実施すべき対策の本文と、あとはその右、第Ⅵ章、今後検討すべき主な課題の骨子ということでⅤ章とⅥ章を御議論いただければと思っております。

ページを進めまして7ページ目でございます。Ⅴ章の記載内容ということで、目次的なものを書いてございます。赤字が前回との変更点でございます。真ん中の行、3.として災害発生時の対応とそれへの備えということでもともと書いてございましたが、時間軸の概念が入っていなかったということもございましたので、（1）初動期の対応、下に行きまして（2）応急期の対応ということで、少し時間軸を入れて整理をしたということになっておりまして、それに伴って、あっち行ったりこっち行ったりといった修正も加えているということでございます。

右に行きまして6. 横断的課題への対応のところ、赤字で（8）複数の災害等への同時対応（複合災害対策）ということで、前回、●●委員からこの項目を1つ立てるべきではないかという御意見をいただきましたので、これを立てております。中身につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

それから、参考資料1に飛ばせていただければと思います。南海トラフ沿いの大規模地震発生時の地震・津波情報の発表についてということでございます。これまでも南海トラフ地震臨時情報との関係で少し議論になっていたところもございますので、全体の流れを参考資料1でおさらいといえますか、確認をしておきたいと思います。

1ページ目でございます。フローになってございますけれども、南海トラフ沿いで大規模地震が発生した場合に、まずは約3分後に津波警報・注意報の第1報が出されることになっております。ただし、3分ということで、まだ実際の揺れが収まっているかどうかという問題もありますし、揺れ自体の全体像を観測し切れていない可能性もあるので、この段階では、後ほど過小評価になってしまうということを避けるために、想定上最大クラスの津波の範囲で津波警報を出すということにしております。それから、右に行きまして、約15分後以降に更新版の津波警報・注意報を出すことになっていて、ここで実際に観測されたデータを基に、より現実的に近づけるということで、基本的には最大に対して狭める方向になるということではございますが、一方で、臨時情報の要件に該当する場合は、この辺りから臨時情報（調査中）ということに入っていくということがございまして、その臨時情報に避難も伴ってくることから、先発地震の津波警報・注意報と、あとは後発地震に備えた臨時情報とで連続的に対応が進んでいくといったことを時系列的に整理したものになっているということでございまして、これも被害の様相等で出てくるといこともございますので、流れにつきましておさらい的に御説明をさせていただきました。

取りあえず以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、何かお気づきの点がございましたら、また後ほどでも結構ですから、御発言いただければと思います。

それでは、今日の本題に入ってまいりたいと思います。2つ目の議題の「南海トラフ巨大地震対策について」です。非公表資料4と5に基づいて、事務局から御説明いただければと思います。

○森久保（事務局） それでは、非公表資料4と5を御用意いただければと思います。非公表資料4が第V章の本文、非公表資料5が第VI章の骨子となっておりますので、これを御説明させていただきます。その際、非公表資料2、前回の御意見もちょっと左側に広げておいていただけると幸いです。

それでは、まずV章でございます。今回、本文ということで、前回からの御意見、それから各省の照会等を踏まえまして、本文という形にしたものでございます。まず全体といたしまして、●●委員、●●委員から御意見のありました主語をできるだけ具体的にといった御意見に対しまして、全体的に記載しているということでございます。なお、各省ともこれまでも議論してきているところでございますが、引き続き、内閣府防災の中も含めて議論を進めたいと思っておりますので、本日の御意見、それから事務局としての修正も引き続きこれに加えていきたいと考えているということでございます。

それでは、1 ページ目でございますが、25行目に飛ばさせていただきます。●●委員からの御意見でございます。非公表資料2 でいきますと、通し番号の2でございます。この御意見に基づきまして、25行目を追加してございます。「国は、住民の防災意識向上に向け、普及啓発の実効性を高めるためのコミュニケーションのあり方について、人文社会科学等の知見も活用し、検討を行う必要がある」といった文言を加えてございます。

それから、3 ページ目に行きまして、(3) 総合的な防災力向上に資する多様な連携というところの17行目でございます。●●委員からの御意見でございます。通し番号の5番でございます。要配慮者におきまして、配慮する人、される人ということではなくて、そのされる側におきましても、主体性を持って参画することが重要だという御意見を踏まえまして、「その際、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な方々及びその関係者も当事者として参画することが重要である」ということになってございます。

それから、4 ページ目、5 ページ目でございます。4 ページ目の8行目から2) として事業者等との連携といったものがございますが、5 ページ目に行きまして、10行目でございます。●●委員からの20番目の御意見でございます。民間施設を最大限に利用すべきという御意見を踏まえまして、5 ページ目の10行目ですが「国、地方公共団体は、災害発生時に本来の用途で使用しない民間施設の活用について、あらかじめ関係事業者との連携体制を構築する必要がある」といった記載を加えてございます。

飛びまして、13ページ目でございます。12ページ目の途中から(3) として津波対策ということになってございますが、●●委員の16番目の御意見でございます。海域で活動している方々の津波避難についても記載いただきたいという御意見を踏まえまして、13ページ目の1行目ですが、「特に、海域や沿岸で事業を行う漁業・水産関係事業者等においては、津波避難場所までの距離が遠いことが考えられることから、より一層安全な避難行動をとるための取組を推進する必要がある」といったことを追記してございます。

ページ飛びまして、21ページ目でございます。34行目から●●委員からの御意見でございます。番号でいきますと13番目でございます。個人レベルでの衛星通信サービスの活用は現状では困難であることから、通信途絶を意識した事前確認の推進、あるいは事業者による通信サービス普及の推進に修正していただきたいということを踏まえまして、34行目ですが、「国民に対して災害時の通信途絶を念頭に置いた事前対策を周知していく必要がある」といった文言を追加してございます。

それから、23ページ目でございます。(6) 復興事前準備の中ですけれども、●●委員と●●委員から2つ御意見をいただきました。まず●●委員の12番目でございます。最大クラス地震の発生頻度は極めて低いことから、これを対象にした防災対策を重視し過ぎると日常生活や地域の発展に不具合が生じることが考えられるため、バランスをとった検討をする必要があるという御意見につきましては27行目から記載をしております。それから、●●委員の10番目の御意見でございます。事前復興計画について、計画を策定して終わりではなく、将来的な地域の衰退を防ぐ観点からも、災害発生前から計画に整合するように事業を展開していくことが必要である旨を記

載いただきたいという御意見につきましては、31行目から記載をしているということでございまして、あわせて27行目から36行目までの文言を、今御紹介した御意見に沿う形で加筆してまいります。

前に進みまして、38ページ目まで飛んでいただきます。●●委員から8番目と9番目の御意見でございます。8番目の御意見、内閣府の避難所に関する取組指針とガイドラインが改訂され、能登半島地震やスフィア基準を踏まえた改善策が示されていることから、本ガイドラインを踏まえたトイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活用水の確保等を実施する旨を記載いただきたいということにつきまして、38ページ目の16行目から記載をしております。また、そのすぐ下でございますけれども、同じく●●委員の9番目の御意見ですが、発災時は多くの在留外国人や外国人観光客も避難所に受け入れることになるため、これらの方々を考慮して避難所の機能確保、受けられる支援の充実、避難所内での情報伝達を行う必要があるといったことにつきまして、21行目から記載しているということで、●●委員の2つの御意見で16行目から23行目の記載を充実させたという形にしてございます。

それから、40ページ目に飛びます。26行目から4)として広域的な避難方策の検討というところがございまして、まず、●●委員の11番目の御意見でございます。医療や介護サービスを受けて生活していた高齢者など、被災地内での生活継続が困難な被災者やその家族に対して、安心して広域的な避難ができる取組を推進する必要があるといったことにつきまして、その旨を31行目から記載しているということでございます。

それから、すぐ下、34行目からですが、これにつきましては、●●委員の4ページ目の一番上の27番目という御意見がございまして、広域的な避難方策の検討について、災害関連死を減らすためにも非常に重要であり、超広域にわたる避難になることから、避難先の受け皿の確保についても記載いただきたい。また、避難者の輸送においては、現在の輸送リソースが大きく不足していることを踏まえ、各地域における受入れ場所、輸送計画、受入れ計画をあらかじめ策定しておく必要がある旨を記載いただきたいということで、40ページ目の34行目から41ページ目にかけてその旨を記載したということでございます。

飛びまして、48ページ目、●●委員の17番目の御意見でございます。現状の応急仮設住宅はプレハブが中心となっているが、移動式ハウスやコンテナハウスなど様々な技術の活用を記載いただきたいということで、18行目から「地域の実情や被災者のニーズに応じて、応急仮設住宅だけではなく、ムービングハウスやトレーラーハウス等の移動式住宅の利用や」といったことを記載したということにしております。

それから、飛びまして53ページ目でございます。22行目からのところですが、●●委員の27番目の御意見でございます。実は27が2つありまして、今は3ページ目の一番下の27でございます。中山間地域、半島・離島等への対応について、他の地域からの応援がなくても一定期間生活機能を維持するための備蓄、孤立に強い地域づくりの推進が最も重要であることから、優先的に記載いただきたいということにつきまして、53ページ目の22行目からでございますけれども、「他地域からの応援がなくても生活機能を維持するための大量の水、食料等の生活物資、医薬品、医療

用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭の備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める必要がある」といったことを記載してございます。

次のページでございます。54ページ目の6行目からですが、●●委員の19番目の御意見でございます。中山間地域、半島・離島等への対応について、全て各戸完結型にするのではなく、自立分散型で地域が成り立つことも考慮した記載にさせていただきたいということでございます。6行目からですが、「ライフラインについては、地域の実情に応じて、ネットワーク型の整備ではなく、LPガス、合併浄化槽等の各戸完結を含めた自立分散型の整備についても検討する必要がある」ということを記載してございます。

それから、57ページ目でございます。これは先ほど目次のところでも御説明しましたが、26行目、(8)複数の災害等への同時対応ということで、●●委員の28番目の御意見を踏まえまして、項目自体を追加したものになってございます。2つ●がございしますが、「大規模地震発生後に発生する別の自然災害等によって、新たな人的・物的被害が生じるだけでなく、避難生活や復旧・復興の長期化が想定される」ということや、「人的・物的被害を少しでも軽減させるため、国、地方公共団体は、国民に対して、各種災害等に応じた避難情報や防災情報の適時的確な発信、避難場所の確実な確保に努める必要がある」ということで、2つ項目を立てておりますが、今回の能登半島地震における9月の水害等も踏まえて、どういったことが書けるかといったことにつきましては、我々としても引き続き検討をさせていただければと思っております。

それから、そのすぐ下ですが、36行目から防災DXの中に、●●委員の14番目の御意見を反映してございます。14番目、データの収集や標準化だけでなく、そのデータを分析して地方公共団体や国民に対して災害情報としてしっかり提供することを今後の期待として記載させていただきたいといったことを踏まえまして、36行目からですが、「災害対応に従事する事業者等が収集・発信している情報やデータ等を取り込み、広く利活用できる仕組みを検討する必要がある」といったことを記載しているということでございます。

非公表資料4の第V章につきましては以上でございます。

続きまして、非公表資料5、第VI章の今後検討すべき主な課題でございます。これは前回、たたき台ということでしたが、今回は骨子案ということにしております。まだ関係省庁と十分に議論し切れていないということもございしますし、委員の皆様からの御意見もまだあるのかなと思いますので、引き続き御意見を賜れればと思っております。

2本柱になっておりまして、1つ目が「1. 南海トラフ地震対策に資する調査研究、技術開発」、それから、32行目に行きまして「2. 南海トラフ地震対策を推進するための制度等の検討」ということにしております。

まず1. ですが、9行目から1つ目の○ですが、長周期地震動の影響を受けやすい高層建築物や石油コンビナート等に関する対策の強化について記載してございます。

それから、13行目からの○ですけれども、地震の予測や観測について、緊急地震速報や津波警報等のリアルタイムでの地震・津波情報の活用が重要だということにした上で、●●委員からも御意見いただきましたが、地震・津波・地殻変動の海陸リアルタイム観測の充実といったことも

図る必要があるということだとか、19行目から次の○ですが、「さらに」といたしまして、歴史地震研究等の古地震研究を進めるということの重要性。それから、21行目ですが、南海トラフ地震の発生メカニズムや発生予測に関する調査研究を引き続き実施するとともに、その成果を踏まえて防災対応の在り方を検討する必要があるといったことにしてございます。

それから、23行目からが被害想定についてでございますけれども、前回、●●委員からも、21番目の御意見としていただいておりますけれども、これまでの科学的知見を反映して推計手法を更新する作業はまだ十分ではないということもございまして、過去の事例なども活用しながら、より専門的に分析する仕組みを継続的に検討する必要があるといったことを書いております。

それから、29行目からの○ですけれども、●●委員の18番目の御意見を踏まえまして、複合災害についての評価手法の検討ということで、複合災害のプロセスの理解及び評価方法の検討が必要であるということにしております。

それから、2. の制度等の検討ですけれども、1 ページ目に3つ○がございまして、いずれも●●委員からの御意見でございます。33行目からが、定期的かつ継続的なモニタリングする仕組みの構築。それから、状況に応じて計画等を機動的に修正する仕組みづくりが必要だということにしております。

それから、35行目からの○が現行の耐震基準は命を守るための最低基準であるといったことで、損傷を許容した設計であるということ、継続使用を前提としていないということになっておりますが、これらも含めて建築物の安全性の在り方を検討していく必要があるということ。

それから、38行目が軟弱地盤に設置している杭基礎の問題でございます。南海トラフ地震のような大きな地震動に対する耐震設計が義務化されていないということから、その耐震設計の在り方を検討していく必要があるといったことにつきまして、今後、この報告書でどう記載するかも含めて、関係省庁とも議論を進めていきたいと考えております。

それから、2 ページ目でございます。1つ目の○が、被害が甚大で、人的・物的リソースが不足し、市区町村での対応には限界があるということから、あらゆる手段を講じることができるよう、既存もしくは新たな制度等に関する検討を実施する必要があるということ。それから、6行目からの○が、●●委員、●●委員の30番目の御意見でございます。被害想定についての受け止められ方、それから国民とのコミュニケーションの在り方についての御意見がございました。それを踏まえまして、6行目からですが、「推計手法の検討、国民や事業者等はどうのように受け止めるべきか、被害量の変化することについてどのように受け止めるべきかなど、被害想定自体の在り方、防災対策の行き詰まりや諦めなどの悪影響を及ぼさないような国民とのコミュニケーションの在り方を検討する必要がある」といったことにしてございます。

それから、10行目からの○ですけれども、地方公共団体の被害想定について、●●委員からの御意見でございますけれども、広域的かつ甚大な被害量や災害対応を考慮すると、地域ブロックでの被害想定を共有を図る仕組みが必要であるといったことを書いてございます。

13行目は、以前の●●委員からの御意見でございますけれども、事前復興計画は地方公共団体だけの策定に限界があることを踏まえ、国として準備しておく事項を検討する必要があるという

ことにしてございます。

それから、16行目からが広域的な避難についてですけれども、●●委員の29番目の御意見ですが、広域的な避難の検討に当たっては、「二地域居住の推進や船舶の活用についても念頭に置く必要がある」といったことを追記してございます。

最後に19行目からの○ですけれども、●●委員からメールでいただいた32番目の御意見でございます。「復興事前準備及び発災後の復旧・復興には多額の資金が不可欠であるが、政府の財政支援だけでなく、国民が保有する巨額の資金を事前対策につなげるような金融の仕組みが必要である」といったことを最後に追記しているということにしております。

以上、いただいた御意見の趣旨を的確に反映できているかどうかも含めまして、また、追加の御意見につきまして賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

審議

○どうもありがとうございます。

一通り皆さんからいただいた意見に対して事務局のほうで対応してくださっています。ざっと御覧いただいて、皆さんの御意見の趣旨が反映されているかどうかを見ていただければと思います。追加があれば、ぜひ御発言いただければと思います。

○ありがとうございます。大変丁寧に対応していただいたと思います。2点ほど。

まず1点なのですが、今、非公表資料5でVI章についてお話をしていただいたのですが、その中で、●●委員と私のほうで申し上げた、どのようにこういった想定を国民が受け止めるべきなのか。そのための国民とのコミュニケーションのあり方が、VI章は1と2があって、1は調査研究技術開発、2が制度の検討で、制度の検討のほうの中に2ページ目、6行目からのような書き込みをしていただいておりますけれども、これはコミュニケーションの制度的な話なのか、もう少し調査研究として、サイエンスとしてどうしたら国民とのコミュニケーション、コミュニケーションデザインというふうに言いますけれども、どちらかというと研究開発的に扱っていただき、なおかつ本当は制度としてもそれに基づいてやっていただきたいと思うのですが、どちらかというと1のほうに入れていただいたほうがいいのではないのかなと思ったということが1点です。

もう一点は、●●委員が御指摘になっている16番です。海域で活動している方々の津波避難についても検討していただきたいということで、これは非公表資料4の13ページの一番上から、海域・沿岸で事業を行う方々の津波避難場所までの距離が遠いと考えられるからということで、海域にいても陸域避難の延長で議論がされているように思うのです。実は平成19年、東日本大震災の4～5年前から根室市の落石というところで、漁師さんたちの船の沖出し問題をずっと取り組んでおりました。漁師さん、沖に出せば船は助かるという思いで、どんな状態であれとにかく港まで走って行って闇雲に船を出すという中で、多くの漁船と共に犠牲になられた方がいらっしや

るという状況の中で、明確な基準があるのですね。沖のほうにいるときには沖に行ったほうがいいし、近いところは陸に上がったほうがいい。沖出しというのは水深50メートル以上のところにとりだけ早く到達できるかという明確な基準があつて、対処の仕方によっては漁業以外、沖出し等の適切な対応によって被害をなくすことができるという領域なので、ここについては沖出し等も含めた対応行動を検討するというように、各漁業組合もしくは水産庁なりそういったところの対応をしっかりとやっていただくということで、既にガイドライン等々もつくられておりますけれども、なかなか沖出しまかりならぬというような立てつけになっているものですから、漁師さんが受け入れていないという状況もあつて、その適切化を図るというようなことで、少しこの書きぶりを改めていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○どうもありがとうございます。

1点目はよろしいですね。2点目については、少し関係省庁とも相談いただいて、どういう書きぶりがいいか検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●です。ありがとうございます。非常に丁寧にいろいろ多くの項目を入れて記載していただいたと思います。非公表資料5の第Ⅵ章の骨子というところでコメントさせていただきたいと思っています。

この部分が1と2だけに分かれていて、もうちょっと中身的に階層化して書いていただくと、ずっと理解しやすいかなと思うのが1点。どのような階層かは私もまだ分かりませんが、そういう構造にしていただけたらと思いますのが1点です。

それから、もう一点、今、●●委員もおっしゃいましたけれども、これからの研究開発という面において、理学的なこと、それから工学的なことはたくさん書いてあると思うのです。しかし、●●委員がおっしゃったような、コミュニケーションのところで●●委員は御指摘いただきましたけれども、人文社会系の研究、コミュニケーションのあり方とか、人間の避難行動のあり方とか、状況のリテラシーを広めるための研究とか、そういうものがまだまだ全然足りていないと思うのです。そういうところもこれから重点的に研究すべき課題として書き入れていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○ありがとうございます。

もう少し階層性を持ったほうが分かりやすい。どういうふうに書けるかちょっと工夫が必要ですね。このボリュームだとそんなに階層化できないのですけれども、もう少し増えてくれば、整理したほうがいいかもしれないですね。

それから、今の人文社会科学的な研究は相当足りないものが多いので、書き始めると切りがないぐらい出てきそうですけれども、でも、やはりそこは大事なので、検討が必要であるという気がします。

今、●●委員がおっしゃったこと以外に、法制度の問題もあるし、経済被害の評価の問題もあ

るし、分かっていないことだらけなので、ここはちょっと記述をしましょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、●●委員、お願いします。

○前回申し上げたことを反映していただきまして、本当にありがとうございました。特に複合災害については新しい節を立てていただきまして、御検討いただけるということで、大変ありがたいと思っております。

4つ申し上げたいことがあります。1つは、先般、総務省のほうで対口支援といいますか、自治体の応援計画、自治体間の応援県・受援県の組合せというのを公表されたと思うのですが、それを例えば、場所で言うとどこになるかなのですが、非公表資料4の5ページの一番下の段から次のページにわたるところに、総務省が新たに示した連携の計画に基づいて推進するというような形でお書きいただくというのではないかなというのが1つです。

細かいことはまた別にメールでお伝えしようと思いますが、2ページ目20行目、「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」と書いてあるのですが、これはどこかに説明をお願いしたいと思います。

あと、その次の3ページの一番下なのですが、地区防災計画、とても大事になってくると思います。やはり共助をしっかりとやるためにはとても大事なのですが、改めて読むと書きぶりが弱いような感じがしまして、地区の住民が主体的に考える。考えるだけではなくて、防災対策を進めるために不可欠なツールであるぐらい強く言ってもいいのではないかなと思ひまして、それを次の4ページ目の頭、行政が積極的に促進していくぐらいの強い書きぶりでもいいのかなと思ひました。

あとは同じ4ページの一番下、事業者との連携なのですが、やはり応急復旧、復興には建設事業者、土木事業者の力が不可欠なのですが、それに対する言及がなく、もし可能であれば、そのあたりにも触れていただきたいと思ひます。

あと、最後なのですが、50ページのところで南海トラフ地震臨時情報について丁寧に課題を書いていただいています。読んでみるとちょっと時系列が行ったり来たりになっているので、ここは、例えば上から2つ目の●の前に、そもそも4つ目の●、国は臨時情報を出す体制をつくっているんだよということ、それから、それはどういうふうに出すのかというのは51ページに書いてあるので、このあたりの時系列を整理していただければなと思ひます。

以上です。

○ありがとうございます。

まずは、最近総務省が出された対口支援の関係ですが、自治体間の応援県・受援県の組合せは何か南海トラフ地震関係のもので各省庁から報道されていることが結構あるので、少しそれを整理しておいたほうがいいかなと思ひます。それが齟齬なく省庁を越えて連携できているのかどうかというのは大事なことで、他にもあるかもしれないので、一度調べていただいて、記述いただくのがいいかもしれません。

それから、エコシステムについての注意書き、それから、地区防災計画が大事だよと。

○もうちょっと強めに書いていただければ。

○それから、建設の力が大事だということも多分書いてあったほうがいいと思います。それから、臨時情報の時系列の話。いずれもよろしいですね。ありがとうございます。

○細かいことすみません。

○細かいことも含めて、今日できるだけ全部洗いざらい出しておいていただきたくて、そうじゃないと、次回これが報告書としてなっていて、次回はそんなに宿題をもらいたくないので、気持ちは、出せるだけ今日出しておいていただくのがいいかと思います。いかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。3点あります。

1点目は非公表資料4の38、39ページに書いていらっしゃる避難所運営への対応ですが、38ページの②の2つ目の●のところ、避難所運営は自主運営が原則であるが、発災当初は地方公共団体の職員が中心になって対応することが想定されるので、他の自治体からの応援が必要だと書いてあるにもかかわらず、隣のページの39ページの上から2つ目の○では、地方公共団体職員が主体的に関わることは困難であるとの矛盾が見られるので、地方公共団体職員が主体的に関わるのが困難だからほかの自治体からの応援が要るのでしょうし、自主運営が大事ですみたいに、ちょっと内容をそろえていただければと思うのが1点目です。

2点目は、同じ資料の40ページ目にある広域的な避難方策の検討の一番下の◎のところでした、広域避難については、国、地方公共団体が、発災後にできるだけ速やかに避難の実施を決定する仕組みを検討するとあるのですが、加えて、国、地方公共団体だけではなくて、民間団体とか企業も含めて、こういう人たちへの支援を検討する仕組みづくりが重要だみたいな文言があるといいと思います。というのも、能登半島地震での広域避難についても、民間企業みたいなのも入っていただいて、民間支援団体も入って支援が行われているので、そこも含めて御検討いただければと思います。

3点目は、非公表資料5の最後のところに、できれば広域の支援体制を今一度御検討いただければと思います。自治体間の広域支援の話、今ちょうど知事会の話もありましたが、それもおそらく都道府県単位ではなく地域ブロック単位での支援が必要になってくると思いますし、ボランティア団体などについても地域ブロック単位での動きを考えていく必要があると思いますので、ぜひ今後の課題として入れていただければと思います。

以上です。

○どうもありがとうございました。

まずは避難所のところの整理は上手にしないといけないですね。地方公務員の方々の書きぶり。それから、広域避難も含めて、民間との連携についてはできるだけたくさん書いておいたほうがいいかと思うので、追記いただければと思います。あとは広域の支援体制も今後の課題として加えていただくということをお願いいたします。いずれもよろしいですか。

●●委員、お願いします。

○個別の意見を申し上げます。

非公表資料4の57ページ、防災DXの推進と課題の最初の●●のところ、既に●●委員からの御意見によって大分修正されているのですが、この文章を私が読むと、これは国が整備しているSOBO-WEBだけではなく、その次の点の後、災害対応に従事する事業者等が収集・発信している情報やデータ等を取り込み、広く利活用できる仕組みを検討というのは、SOBO-WEB以外の仕組みも検討すると、私はそう読めましたが、読みにくいので、もっとはっきりと、重要なことは新しい仕組みをつくるというよりは、インターネットブラウザ、あるいはウェブブラウザのアプリを組み合わせた既存技術をもう少し利用するということを書いていただきたいと思います。

その既存技術の1つは何かと私は言いますが、それを言う必要はないので、つまり、既存技術を利用するということで、1つ大きな何かプラットフォームをつくるというよりは、いわゆるエッジコンピューティングの考えを使って、それぞれが既に持っている、今のパソコン等は非常に高性能ですから、それでインターネット上にある情報を収集する仕組みというのは既にいろいろと開発されていますから、そういったものを利用するというのもう少し明確にしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。

よろしいですね。もう少し書き方を具体的に記していただければと思いますが、そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○1個だけ申し上げさせてください。災害ボランティアに関するページ、5ページのところなのですが、見出しが、NPO法人、ボランティア等の中間支援組織との連携となっているのですが、NPO法人、ボランティアと、またそれと自治体とをつなげるのが中間支援組織だと思うのです。NPO法人、ボランティアが中間支援組織ではなくて、その間でリエゾンするのが中間支援組織で、能登半島地震を踏まえて、この中間支援組織を育成・充実していくような方針も出ているかと思うので、ここをきちんと区別してお書きいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○「の」ではなくて「、」ですね。

○NPO法人、ボランティア、それから中間支援組織。

○それぞれ別なので。ありがとうございます。その種類のチェックもぜひしていただいて、今日だけではなくていいので、ぜひ比較的早い時期にメールでこれを直しなさいと言っていたけると、次回出てくる文章が完成度の高いものになると思いますので、よろしくお願いします。

非公表資料4というのは、これが本文の格好ですか。それとも、これがさらに文章っぽくなるのですか。

○事務局、●●です。

今日お見せた非公表資料4は第V章の本文なので、これを報告書に載せる。

○これが現物ですね。

○はい。

○それで、●とかの丸がなくなる。

○●、○、◎は、皆さんのご議論用に分けており、○は10年前に書かれたものをそのまま書いたもの、◎は10年前に書かれたものをアップデートしたもの、●は完全に新しく入れたものです。

○これはなくなるのですね。

○最終的には全部○にして。

○全部○で統一。

非公表資料5のほうは、同じように文章にはなっていますが、こちらは骨子と書いてあるのですけれども、これは。

○これはまだ、正直に申し上げますと、委員の皆さんの御意見をそのまま貼ったような内容になっております。

○これから各省庁とやり取りをした上で、消えていくものとか充実するものとかがいろいろ出るということなのですね。

○文言の細かい調整はこれからやっていただく。

○分かりました。そういう意味での骨子ということで、書き方としてはこういうような文章で表現されることのようにです。そういう意味で言うと、非公表資料5は調整した結果の資料をメール等で事前に送っていただけると、おそらく次回までに皆さん、分量が少ないので読んでおいていただけると、次回、意見をあまりいただかずに終わられる可能性がありますね。

●●委員、お願いします。

○すみません。見つけられなかったのですが、どこかに研究人材の育成というのを入れておいていただけるといいかなと思います。

以上です。

○特に防災に関わる研究人材ですね。防災に関わる研究人材が相当に減って、特に地震工学は激減しています。本当に激減しています。地震学よりも減っている気がします。しょうがないのですよ。みんな仕事が減っているから。

●●委員、お願いします。

○今度は非公表資料5で、非公表資料5にはメールで事務局に御意見を申し上げて、それが採用されていてうれしいなと思ったのですが、ただコピペしているだけということなので、今後削減されるのは、それはそれでいいと思います。

それを含めて、1. 南海トラフ地震対策の調査研究、技術開発のところで、2番目の○、3番目の○を書いていたのは非常に重要なので、ぜひ生き残るように頑張ってください。

ただ、これ全体を見ると、スコープのちょっと違うことがいっぱい書いてあって、例えば一番最初に長周期地震動の推計と書いてあって、かつそれは長周期地震動対策を強化する必要があるというのですが、これはむしろ各論なので、一番重要なことは、ハザードの評価についてはそれなりにやっているのですが、3番目の○の中に、これはハザードについてはちゃんとやると書いてあるのですが、ハザードに対してどういう被害が出るかという研究が不足しています。

これは首都直下地震のワーキンググループでも申し上げたことなのですけれども、現在は過去の被害を整理して、揺れに対してどういう被害があったかという事実を整理した形で、いわゆるフラジリティーカーブという被害曲線をつくったという方向にしています。ところが、長周期地震動に対する超高層建物の被害は例がほぼゼロなので、そういう手法はできなくなります。それで、理想的にだんだん建物の対策が進んでくると、被害の調査というか、過去の被害に基づく被害推定というのはできなくなってくるので、これは結局いいことなのですけれども、でも、逆に被害推定ができなくなってくるということは矛盾があって、それに対しては、例えば超高層建物や石油コンビナートのどういう被害が起きるかというのは、過去の被害だけではなくて、計算して求めなければならない。計算というのは物理を入れた計算に基づいて、そういうことが今、SIPで一生懸命やられていることです。だから、科学技術としては、ハイパフォーマンスコンピューティング（HPC）を使うと原理的にはできるところまでいったのですが、個別の手法についてはまだ十分検討されていないので、ただし、それは今後、次の被害想定をやるときには、単にフラジリティーカーブだけではなくて、そういったこともしなければいけないので、むしろそういう過去の被害情報の整理だけではなく、フラジリティーカーブだけではなくて、被害の発生のメカニズムを物理的に検討するとか、そういったようなニュアンスのことを○として書いていただいて、その1つとして長周期と超高層ビルや大きな施設についての検討が必要であるというようなことを書いたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○事務局のほうはよろしいですか。

○事務局です。

4つ目の○に少し句わすようなところは書いてあったのですけれども、まだ内容的には全然不十分でした。

○順番を変えたほうがよくて、できるだけ個別具体的な長周期の話は下のほうに持ってきたほうが誤解を受けないような気がします。

○第Ⅵ章についても、すみませんが、まだ順番については精査し切れておりません。

○順番は工夫したほうがお得な気がします。

では、●●委員、お願いします。

○●●委員、ありがとうございます。

私からも2点、ちょっと細かな点ですけれども、意見させていただきます。今の非公表資料4の3ページで、先ほど●●委員からも御指摘があった38行目の地区防災計画のところについてです。地区の住民が主体的に考える非常に重要なツールであるためとあるのですが、これはほかの節でも書いてあるのですけれども、主役は住民だけではないです。住民、事業者等が主体的に考えることができる非常に重要なツールというか、制度かなと思っています。目的としては、多様な主体の連携により、地域全体の防災力を向上させていく。その連携の先には、行政も当然連携相手として入っていますので、この今の書きぶりですと、住民さんが取り組むものを行政が支援しということだけに少し読み取れるので、書き方をもう少し工夫していただけるといいなと思い

ました。それが1点目です。

2点目は、16ページの13行目からの「また、毒性物質を含む危険物等の漏洩等により」というふうに書きぶりがあります。これについては、過去の自然災害等によって、危険物施設から漏洩による被害というのは多々発生している状況の中で、国等の対策については、漏洩させないことを主目的としたものがまだまだ多くて、漏洩した後にどうその被害を軽減させていくかというような対策の目線が不足しているように感じております。漏洩させた後の対策をより強化するためには、平時からの住民との連携というのもすごく大事ですので、そういった目線でも書き込んでいただけるとありがたいなと感じました。

以上です。

○ありがとうございました。

まず1点目は、地区防災計画のところを住民だけではなくて事業者も含めて、もう少し書き足すということと、それから、危険物等の漏洩については、漏洩後の対応についても追記する。よろしいですか。ありがとうございます。

○ありがとうございます。

○ありがとうございます。

次は、●●委員、お願いします。

○●●です。

非公表資料4の20ページの情報通信のところなのですが、情報通信に関しまして大分現代の設備に即したことを入れていただいて、ほぼ全て網羅できているかなと思うのですが、こうなってくるとの話になるのですが、情報通信はそもそも重要通信の疎通というところが重要で、現代になってくると、ほかにいろいろ気を遣わなければいけないところが出てくるので、たくさん並べていただいたのですが、逆に、重要通信の重要性というのが見えにくくなってきてしまうかなというところもありますので、できましたら、20ページの37行目の「通信等の情報インフラの機能を確保することはライフラインと同様に、住民の避難等を促し」とあるのですが、これは住民の避難等もちろん関わってくるところはあると思うのですが、それよりも一番重要として今まで情報通信があったのは、重要通信の確保、110番、119番の確保というところがありますので、これまでの方針と変わらず重要通信を疎通させることが一番大事であるということがニュアンスとして分かるように入れていただくと、さらに重要通信は大事でありながら、現代的なSNSとかインターネットとかそういったことも網羅していただく必要があるということが全体として分かってくるのではないかなと思います。

もう一つ、できましたらなのですが、重要通信も設備の故障とか輻輳とかでなかなかつながりにくいところがありますので、こちらはお任せいたしますが、そうしたことも、どのようにしていくか検討していく必要があるというのを一言入れていただくと、そういうところに問題があるんだなということが共通認識として分かるかなと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

事務局、大丈夫ですか。ここは文章を大分直さないといけないから、ちょっと書いてみて、●
●委員に送って、やり取りしたほうがよさそうな気がします。

●●委員、お願いします。

○ありがとうございます。資料6の骨子について、ちょっと気になったところがありまして、1ページの35行目になります。こちらのほうで「現行の耐震基準は」と書いてあるのですが、現行の耐震基準という表現が非常に分かりにくくて、普通は2000年基準になってしまうと思うのです。だから、いろいろあるので、1981年とかときちんと書いていただいたほうが、新耐震基準という書き方も、一番新しいのが新みたいに勘違いしている方もいるので、しっかり何年の基準かというのを書いていただいたほうがいいと思います。

それで、その継続使用を前提としていないということなのですが、安全性に加えて、安全性の評価の在り方を検討していく必要があると思います。また、新築マンションでも、実は耐震等級でいうとほとんどのものが1級の一番低いものなのですね。それはコストの問題とかいろいろあるので、やはり評価をきちんとしていかないと、高いコストに見合った物件を買おうということにはならないので、安全性に加えて評価というのをしっかり入れていただきたいと思います。具体的にはこの後いろいろ文言が出てくるかと思うので、すみませんが、今気がついたので、よろしくお願いします。

その前の資料に関しては、非常にたくさんの意見をうまく入れていただいて本当に感謝しています。これだけの短い期間でやっていただいて、特に耐震工事の支援策について具体的にかなり細かく書いていただいたので、本当にありがたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○ありがとうございます。

この耐震基準のことは建築物側なので、戸建て住宅ではなく書いているつもりだから、1981年以降は変わっていないのですね。だから、どうしましょう。住宅ではないということをおかかないと誤解を与えるかもしれないですね。戸建て住宅の話ではないから。戸建て住宅だと2000年基準が入ってしまうのですが、基本的に柱が主のラーメン構造は損傷を許容して空間を守るということをしているので、ちょっと上手に。多分、住宅局さんから直しが入るから、それを見てから直しましょうか。そうしましょう。

○実はすごい耐震基準にしていないという現状があるので、そのことも踏まえて、しっかり今後考えていただきたいと思います。お願いします。

○ありがとうございます。

●●委員、お願いいたします。

○ありがとうございます。

非公表資料4の38ページのところなのですが、避難所運営への対応のところ、21行目とか30行目、38行目なのですが、これは我々基礎自治体がするということになりますよね。読み方によっては、避難者の方が平時のときから事前しておくのか、我々自治体がすることになるのかというのが少し読みにくい書き方だったので、そのところを質問させていただいたのと、もう一

つ、57ページの社会の多様性を考慮した災害時の対応のところも同様に、我々基礎自治体がしていくのか、もしくはそれぞれの個々がしていくのかというところが少し曖昧で読み取れないなと思いましたので、発言させていただきました。お願いします。

○どうもありがとうございます。

事務局的にはどちらを意図されていますか。38ページと56から57ページのところです。ちょっと整理をしたほうがいいですね。

○そうですね。基本的に行政主体で考えておりましたが、ちょっと不明瞭だという御意見も踏まえて、そこは配慮したいと思います。

○基礎自治体にやっていただくための支援も必要になってくるので、そういう形で主体が分かるように工夫していただければと思います。

そのほかよろしいでしょうか。どうぞ。

○50ページの一番下の●なのですが、臨時情報発表時の防災対応期間が終了して間もなく大規模地震が起きてしまった場合ですね。責任の所在に話が及ぶことが考えられるが、情報の不確実性を踏まえた上で、社会全体で負うという認識の共有が必要であると、さりげなくすごく大事なことが書いてあるのですけれども、これは法定根拠がどのようになっているのかを教えていただきたいなど。免責みたいなことが多分何かあると思うのですけれども、今すぐでなくていいです。というのは、これについて、例えば地元の自治体などから聞かれたときにちゃんと答えられないと、これって国の責任じゃないのと言われたときに、いやいや、違うんですよという説明ができないと困るので、この場でなくてもいいので、御教示ください。

○これはいいですか。もともと確実な情報ではないので、そのことを含めて、責任があるような気はしませんけれども、でも、一応明快にしておきましょうか。

●●委員。

○これは逆だと思って、期間中であっても国に責任がある、ないという話ではないと思いますので、ここは修正いただいたほうがいいのではないかなと思います。

○そうですね。むしろ期間中にしてもね。ここは大事な文章だから、関係者とよく練りましょう。

○ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。今日、第Ⅳ章は紹介できておりませんが、Ⅳ章の中でもそこらへんのところは充分充実した記載にしておりますので、各主体がそれぞれの実情に応じて考えるべきだということをより明確にしたいと思っておりますので、その延長線上でここも修正したいと思います。

○●●委員。

○●●ですけれども、おそらくⅤ章12ページ目の2の（3）の1）のあたりだと思います。津波対策の中の総合的な対策充実強化のあたり、避難に関して書かれているあたりだと思うのですけれども、書き方がやはりまだ住民を念頭に置いているような印象を受けるのです。前回の10年前と比べて、今来るときも外国人ばかりだったのですけれども、南海トラフ地震は日本人より外国人のほうが死ぬかもしれないようなことも起こり得るわけで、端的に言うと、外国人観光客の増加等を踏まえ、誰もが迅速かつ適切に避難できる環境を整備するため、まちづくりの推進や

情報通信技術の活用を促進する必要があるということを書いたらどうかと。教育・啓発で対応できるのは、住民に対してはそうだと思うのですが、日本人も含めてかもしれませんが、一時的にそこに滞在している人をこれだけ増やそうと、この10年間一生懸命やってきた成果だと思うのですが、他方でそこはリスクにもなっているので、こういった文言を書き加えていただけると、時代の変化を踏まえた動きを後押しできるのではないかなと考えました。

以上です。

○大変適切なコメントだと思いますので、追記いただければと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、そろそろ次の議題に。

失礼しました。

○いくつかあります。1点目は、先ほど●●委員が指摘された地区防災計画のところですが、●●委員のおっしゃるとおりだなと僕も思いました。最近だと、東京駅前の大手町・丸の内・有楽町でも地区防災計画をつくったんですね。なので、住民に限ったことではなくて、むしろ今までの自主防災組織ベースのものは住民に限られてしまうのだけれども、地区防災計画はそれを超える使い方もあるので、ぜひ推進したほうがいいと。

あわせて、●●委員も行政の支援というキーワードを考え直したほうがいいと言っていたのですが、今、全国で多分数千ぐらいのオーダーでつくられているのですが、行政の支援でつくらせるみたいな形になると、いきなり計画から魂が抜けてしまうので、そうならないようなつくり方を喚起できるような書き方にさせていただくといいかなと思いました。

それから、34ページの一斉帰宅抑制のところなのですが、これを見ると大都市域のことが書かれているのかなと。徒歩避難が周りに迷惑をかけるというような感じなのですが、南海トラフ地震の被災地域を見ると、大阪なんかはもしかしたらそういう可能性が十二分にあるのだけれども、ほかのところで一斉帰宅抑制をするかどうかということが多分重要だと思うのです。もちろん全域を知っているわけではないですが、例えば徳島県なんかだと、通勤時間は上下線ともに大渋滞なのですね。ですから、あれがかなり大きな問題になりそうな気がするので、そういうところは一斉帰宅抑制をすべきかなという気がしますので、それが読み取れるような書き方。追加になるかもしれないですが、書いていただくといいかなと思いました。

それから、12ページの津波対策のところの1つ目の●です。津波対策によって地域の魅力や住みやすさが低下しないよう、地域全体のまちづくり計画と連携して取り組む必要があると。津波対策というのは、地域の魅力や住みやすさを低下させるものであるというふうにも読み取れてしまうので、そういう側面もなきにしもあらずですが、要は、いい言葉は思いつかないのですが、地域の魅力や住みやすさと防災のバランスが取れた取組を地域全体のまちづくり計画と連携して行うといったような書き方にしたいほうがいいかなと思いました。

それから、先ほど●●委員の言われた長周期地震動で建物の被害が想定できるようになっていくということも含めて、これは前回も発言したかもしれないのですが、被害想定の手法は最近、アカデミズムの世界でもさほど研究されていなくて、この被害想定をやるときに、やつつけ仕事の非常に短い時間で情報収集してつくっていくので、潜在的にはもっとよりよい方法があり得

るし、もっときめ細かくできそうな気がするのです。その時間をきちんと確保して、次の被害想定に臨んだほうがいいと。

僕は阪神・淡路大震災の前からこのへんをやっていたのですけれども、実は、阪神・淡路大震災の前のほうが工学的にはよく考えられた被害想定だったような気もするのです。壊れないようにつくっている建物を壊す論理をつくるというのは結構難しいのです。だって、壊れないようにつくっているから壊れないでしょうというのが答えなのだけれども、そうではない、壊れる場合があるというのを物理モデルで計算してやっていたのですね。

ですから、最近はデータ依存に行き過ぎているというのもあるし、あと、道路の盛り土の被害などという、ものすごく昔のデータが大元にあったりして、そのへんも含めて長周期地震動による建物被害に限らず、全体的にアップデートというかモデルチェンジする必要があるなという意図です。

以上です。

○ありがとうございます。よろしいですか。

最後の話だけは、どうしていかは悩ましくて、やはり本当は被害想定のお金が安過ぎるのです。だって、全部設計ではやっているのですから。建物が壊れるかどうかの地震応答解析もやりますし、それはデータがあって、それからモデルをつくれば、ちゃんとできないわけでは全然ないのです。ただ、今は国全体に対してやっているの、個々の建物にイメージしてやりにくいのです。個々の堤防についても、地震工学的にはやれないことは全然なくて、でも、それをするだけのことは、マクロな評価だからここではやりにくいのかもしれないです。

一方で、都道府県ベースぐらいまでいくと、具体的な堤防とか、あるいはビルとか発電所、タンクもですね。これは視野に入ってくるから、ひょっとしたらここは使い分けかもしれないけど、これは悩まないといけないと思うのです。データが相当ない限り、手法をいくら入れてもバランスが取れないから今後の被害想定のある方については、国でやるものの位置づけとか、それから、個々の企業が自分でやったほうがいい部分もあるかもしれないので、ちょっと悩みますかね。

○そうですね。そういう被害想定のある方も含めて、継続的に議論する場をつくっておくということが非常に重要だなと思いました。

○それは大事だと思いますね。やはり社会が安全な方向になるように行動してもらうために、どういう被害想定にすればいいかという議論がずっとされていないので、大事なことのような気がしますね。

○それに関連して、ついでに一言いいですか。都道府県の被害想定委員会なんかに出ると、国のやり方に従ってというので、国の手法をそのまま使う場合が結構多いのです。ところが、今、●●委員が言われたとおり、都道府県であればもっと細かいデータが入るはずなので、細かいデータに対応したもう少し精緻な手法も使い得るところが、国のやっているものをそのまま使えばいいやという安易な方向に流れがちなので、そうならないような指針も併せて国のこの議論をする場でつくっていくことが重要だなと思っています。

○そうですね。これは大事なポイントなので、今みたいなキーワードをVI章に入れておいたらい

かがでしょうか。被害想定のある方について議論が今後必要である。それが一番よさそうな感じがします。

●●委員、お願いします。

○ずっと考えていたのですけれども、非公表資料4の49ページの後発地震、時間差をおいて発生する地震への対応のところで、臨時情報が出た場合、巨大地震警戒と巨大地震注意が出た場合に、海水浴場を遊泳禁止にしたようなところがあって、あるシンポジウムで私がこの話をしたときに、巨大地震注意が出ているときに海水浴場を営業していて、実際に津波が来て被害が発生したらば、その管理者は法的責任を負うのかという質問があったのです。これは一般の人ではなくてかなりインテリというか、大学の先生クラスの人から。つまり、法的な責任があるから、例えば労働何とか法みたいな注意義務に相当するような注意義務が発生するのかという質問があって、私は、気象庁の大津波警報が出ているにもかかわらず、適切に避難をさせなければ管理者に瑕疵は発生する可能性があるけれども、巨大地震注意や巨大地震警戒の情報が出たからといって、遊泳禁止にしなかったという点では法的な責任はないというふうにその場では答えて、●●委員もセコンドしてくれたから収まったのだけれども、それをはっきり国は言っていないとさんざん文系の先生に怒られたのですね。だから、それはどこかに、書くのがいいか悪いかはよく考えたほうがいいけれども、さっき●●委員が言われたことにも関連して、もっと露骨に、巨大地震警戒が出ているときに呼びかけて、事前避難対象地域はあるのかもしれないですが、少なくとも事前対象地域以外のところで遊泳禁止にしなくて、実際に津波が来て溺れてしまった人がいたときに、その施設あるいは海水浴場の市町村が法的責任を負うかどうかというのは、ちょっと事務局的に整理しておいていただいて、それが分かるようにどこかに。

だけれども、法的責任はないけれども、津波警報が出ればすぐに逃げられるようにしておくのは当然だろうと。それは法的責任とは言わないのかもしれないけれども、国民の当然考えるべきことであるということは書いていただく必要があるかなと思いました。

○津波だけではなくて、鉄道運行事業者も大規模集客施設も全部同じなので、整理はきちんとしておかなくてはいけないと思います。よろしいですね。どこかに書いておかないと。

○趣旨は分かりました。

○書き方が難しい。

○難しいと思います。

○だからといって何もしなくていいというふうにはいけないので。

○上手に書いておかないと、みんなそれを理由にしていろいろなものを止め始めてしまうと社会が継続できなくなってしまうので、ここはいくらでも考えていただいて、何か工夫して書いていただければ。お願いいたします。

よろしいでしょうか。大分これで議論をしてきましたので、これ以上のこの議論についてはメールで報告いただくということにして、次の議論に移りたいと思います。

次は、「南海トラフ地震の被害想定について」でございます。残りの資料になりますので、非公表資料6から8です。これは今まで議論いただいたものの改訂版という位置づけで、このボリ

ュームのものになっております。これも事務局のほうから御説明いただければと思います。

資料説明

○森久保（事務局） それでは、非公表資料6、7、8をご用意いただければと思います。非常に分厚いものになっておりまして恐縮でございます。

非公表資料6が最大クラス地震における被害想定ということで被害の様相。定量化する数字につきましては、今時点でまだ●としておりますが、最終的にはそれに数字を入れるということに加えて、文章で定性的な被害の様相、こういうことが起こるのではないかとといったことを書いているというものでございまして、定量的なもの、定性的なものを併せてこれ全体で被害想定というような形の位置づけにしたいと思っております。

非公表資料6が最大クラスで、7は時間差をおいて発生する地震ということで、全割れと半割れで分けているということにしております。

それから、非公表資料8は、最大クラス地震に関して横断的整理ということでタイムライン整理、それから主体整理、場面整理というようなことで、それぞれ分けたものになっておりまして、位置づけとしては、非公表資料6の最大クラスの被害想定の付録的な位置づけになるという、6の付録が8というような構成になってございます。

これは何度かこの場でも御議論いただいておりますので、全てを御紹介するわけにはいきませんが、非公表資料6の4ページ目、これは改めてということになりますが、被害想定 of 目的ということで書いてございます。1. の（2）ですけれども、被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにすること、それから被害規模を明らかにすることにより防災・減災対策の必要性を国民に周知すること、広域的な対策の立案、応援規模の想定に活用するための基礎資料とすることを目的として実施するものであるということで、算定手法そのものについての議論だとか、それをどう受け止められるかという議論はあるのですけれども、今時点でこういったことを取りまとめた目的を改めて書いているということです。

それから、2. の被害想定 of 性格というのがございます。（1）の最後ですけれども、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生する地震であるということに対して、（2）ですけれども、「何としても命を守る」ということを主眼として、防災・減災対策を検討するために想定したものであると。

それから、（3）ですけれども、今回の被害想定は、被害の様相や概ねの規模を認識・共有し、効果的な対策を検討するための資料として推計したものであり、地震の規模に関係なく、耐震化等の防災・減災対策を講じれば、被害量は確実に減じることができるということで、一旦被害想定ということで数字を設定しつつ、こういうことをすればその数字を減らすことができるということも示していく必要がありますし、それによって対策の推進を図ることが一番 of 目的なのだろうと思っております。

（4）ですけれども、むしろ、巨大地震・津波が発生した際に起こり得る事象を冷静に受け止

め、「正しく恐れる」ことが重要だということを書いているということでございます。

それから、5ページ目、4. 防災・減災対策の基本的な考え方ということですが、東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、強い揺れや津波高等のハザードについては、想定外をなくするという観点から、最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害を取りまとめたものであるということです。下から9行目に「一方」というのがあるかと思います。一方、施設等や経済的な被害については、最大クラスの地震・津波に対して被害をゼロにすることを目標にすることは現実的ではなく、最大クラスの地震・津波が発生した場合の被害の拡大をできるだけ抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておくことが重要であるということにしております。

6ページ目からが総括ということにしておりまして、阪神・淡路大震災、それから東日本大震災、前回以降でいきますと平成28年の熊本地震、昨年の能登半島地震といったことでの教訓などもこれに反映していこうということで、被害量算定の根拠として活用するものは活用していこうというふうにしているものでございます。

7ページ目からが、まず1. として全国の様相を書いておりまして、地震の揺れにより、約●棟とか、●万人と書いてございますけれども、ここは最終的に、別途この場でも御議論いただきましたが、想定されている人数をこれで埋めていくということに加えて、その他、何が起きるのかといった総論的なものをここに記載しているということでございます。

13ページ目が、今度は2. として被害の大きい地域の様相ということで、今度はエリアを限定して、これも総論という形になりますけれども、被災直後にライフラインや交通施設がどのような状態になるのかといったことなどを記載しているということにしております。

18ページ目に行きまして、3. 経済的な被害様相ということで、サプライチェーンの連携だとか、そういったものについて被害がどういった形で他地域に及んでいくのかといったようなことを書いているということでございます。

ちょうど中ほど、「中京圏」で始まる場所がありますけれども、中京圏・近畿阪神圏といった巨大な経済圏を抱える地域でのこのようなインフラ・ライフラインへの甚大な影響が続くため、経済的な被害の規模は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の既往災害をはるかに超えるものと想定されるといったきつめのことも書いているということでございます。

それ以降、様々な観点から総論的なものを書いてありますが、21ページ目に行きますと、今度は項目別の被害の様相ということにしております。目次がございますけれども、建物被害、3. の人的被害、4. のライフライン被害、交通施設被害、生活への影響、その他といったようなことで、様々な観点から考え得る被害を記載したということにしております。

このうち6. 6、青字で各種生活サービスと書いてございます。公共交通機関、教育、福祉、子育てといったものにつきまして、今回のワーキンググループでも様々な御意見をいただきましたので、1つ大きな項目として立てているということでございます。

具体的には108ページに飛ばさせていただきます。108ページ目、6. 6、生活への影響、各種生活サービス（公共交通機関、教育、福祉、子育て等）というようなことで書いてございます。

まず、地震発生直後という表がございますが、上から3つ目、保育所・学校等の休園、休校ということで、保育所・学校等は、学区・通学路等の安全が確認されるまで児童・生徒等を安全な場所で待機させる。安全が確認された後には、保護者への引き渡し、集団下校等を行う。施設に被害が生じた場合や通学・学校運営に支障が生じた場合、安全な環境が確保されるまで臨時休校・保育所閉鎖となるといったこと。

それから、そのすぐ下ですけれども、社会福祉施設につきましては、施設の損傷により事業継続が困難になった施設のサービスが停止するといったこと。それから、場合によっては転院を余儀なくされるといったことなどを記載してございます。

一番下、おおむね1日後以降というのを108ページ目から109ページ目に書いておりますけれども、就学機会の損失ということに対しては、学校の被災や避難所としての利用に伴う休校や、学区外への避難、教員の被災等に伴う教員不足により、児童・生徒の就学機会が失われる。それから、被災地外への集団避難のケースがあるということ。

それから、その3つ下の社会福祉施設ですけれども、先ほどは施設の損傷の話をしていましたが、損傷が無い場合でも、職員の出勤困難等により業務継続が困難になった場合はサービスが停止するといったことなどを記載しているということでございます。

それから、様々な観点から被害想定を書いてございますので、これもまた、大変恐縮ではございますが、今までの御意見を踏まえたつもりではありますが、まだ足りないところ、ちょっと趣旨を取り違えているところ等々ございましたら御指摘をいただければと思います。

それから、186ページ目に飛ばさせていただきます。参考として、災害応急対応に関する人的リソース一覧ということでございます。大規模な災害なので、リソースが不足するということは明らかであるわけでございますけれども、現状どうなっているのかというデータのものをこのページ以降、調べられる範囲内で調べたということにさせていただきます。

186ページ目は消防組織一覧というものでございます。表の一番右下でございますけれども、消防団員につきましては76万2,670人というのは、令和5年4月1日現在そういう数字があるというものでございます。

それから、187ページ目が昭和31年からの時系列の推移でございます。消防団員を例にとりますと、一番上の昭和31年、183万222人だったのが、今申し上げた76万2,670人ということで、半分強の減少になっているということでございます。

それから、188ページ目が今度は警察ということで、これは時系列ではなくて、ある断面ですけれども、警察官定員の総数が一番下の25万9,595人ということ。それから、警察署数が1,149というような数字になっているということでございます。

それから、自衛隊が189ページ目でございます。上の表、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚監部等となっておりますが、充足率を御覧いただければと思います。いずれも90%前後になっていて、合計に対しましては90.4%ということで、全てが充足されていないというような現状です。

下に棒グラフがついておりますけれども、2020年に23万2,509人だったものが、今は22万3,511

人に減少になっているということです。

それから、190ページ目が海上保安庁の定員数ということで、これは下から上に向かっていっていますけれども、平成25年時点で1万2,380人、これは逆に増えておりまして、令和6年では、1万3,720人という形になっているということです。

その下、国土交通省のTEC-FORCEは、令和6年4月現在ということで、ある断面ですけれども、合わせて1万7,129名が隊員として登録されているということになってございます。

それから、191ページ目、DMATでございます。これも下から上に流れていきますが、平成25年時点で1,150チームだったのが、これは大分充実が図られておりまして、令和5年では1,773チームになっているということです。

それから、下半分、DPATということで、精神科医療の支援でございますけれども、これはある断面で、合計が4,279名になっているということになってございます。

それから、192ページ目が設備工事の主要な技術者であります電気主任技術者ということでございます。2002年から2011年と2012年から2021年の比較でございますけれども、6万331人が5万4,851人ということで、1割程度減少しているということになってございます。

それから、193ページ目、建設業従事者ということで、いろいろなインフラ施設の被災を受けたりだとか、道路啓開だとか、そういったものの主力であります建設業の就業者についてでございますが、政府投資額とかいろいろな数字が載っておりますけれども、赤のプロットしているものが就業者数でございます。一番右、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、483万人というのが令和5年度でございます。公共投資がまだ多かった平成9年に比べて30%減という数字が出ているということになってございまして、これが広域的に被災した場合、この担い手不足も深刻になるのではないということも想定しながら、対応のほうを国全体で考えていく必要があるのだらうと考えております。

それから、下半分が物流業従事者ということでございまして、トラック、JR貨物、内航海運業等々についての従事者を書いているということにしてございます。

非公表資料6は以上でございます。

非公表資料7は、時間差をおいて発生するということでございますので、基本的に重複する部分がありますけれども、1ページ目の今回新たに時間差をおいて発生する地震を示すということを試みとしてやっておりますが、その目的を2ページ目に2つ書いてございます。南海トラフ地震臨時情報や後発地震発生までの時間を最大限活用して、適切な対策・対応をとることによって、新たな被害が軽減できる可能性を示し、防災・減災対策を促すということ。それから、後発地震に限らず、地震活動が活発になるということがありますので、繰り返し発生する地震に対して被害の増加や社会の混乱につながる可能性を示し、今後の防災・減災対策に必要な事項を提供することにしてございます。

中身は6ページ目以降に具体的に書いておりますが、3ページ目の下のところですが、先ほど申し上げましたとおり、臨時情報等を活用して後発地震に向けて災害意識だとか対策を進めることによって被害が軽減できる要素があるということと、あとは建物被害のように被害が累

積することによって拡大する要素があるといった両面性を持っておりますので、時間差をおいて発生する被害の様相については、極力軽減要素、拡大要素を分けられるところは分けながら記載してございます。

非公表資料8につきましては、これまでも御説明したものでございまして、今日は時間の都合もありますので割愛をさせていただければと思いますが、また後日でもお気づきの点がございましたら、御指摘いただけましたら幸いです。

以上です。

審議

○どうもありがとうございました。

大変大部な資料なので、今日全部を見切ることは難しいかと思いますが、皆様のほうから、こういったことは追記したほうがいいのかということは御指摘いただければと思います。

まず、途中の目次、21ページですが、ここにページは入れましょうね。これでは探せない。ここにページは多分必須。だって、頭の目次は21ページしかないので、ここに目次は入れたほうがいいと思います。

●●委員、お願いします。

○今さら気づいてしまったのですけれども、非公表資料6の7ページのライフライン被害のところで、火力発電所の運転停止等により、西日本全体の供給力が電力需要の●割程度と。これは西日本だけになっているのですけれども、東海地方とか中部についても。

○西日本にそれも含んでいるのだと思います。

中部日本は西にしているのだと思います。

○東海地方も西に入る。

○はい。

○でも、それだとやはりその旨を書いていただいたほうがいいかなと。今さら気がついてしまったのですけれども、その関連で、46ページのライフライン被害、電力のところに細かく分けて書いてあるのですが、東海3県というと、普通、愛知県、岐阜県、三重県のことを指すので、ここはちょっと丁寧に。

○東海4県と書けば静岡県を入れるのです。

○あとは、自分のところだから言うわけではないのですが、長野県。岐阜県も入っていないし、長野県も入っていないなど。少なくとも推進地域についてはカバーしてほしいなというところがあります。何でもかいうと、やはり電力というのは全ての救助、救援、産業の血液であるので、自分の地域の電力需給がどういうふうになるかというのはいろいろなことを検討するベースになると思うのです。そういう意味で、ここはちょっと丁寧に書いていただきたい。もし積み上げているのであれば、その元データをどこかにつけておいていただけると大変ありがたいなと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

○事務局の●●です。

区割りについては、10年前の被害様相をそのまま書いております。その当時は推進地域がまだ指定されていなかったということもありましたので、改めて事務局で検討したいと思います。

○よろしくお願いします。

○では、●●委員、お願いします。

○総括というか、一番最初のほうに、この目的と被害想定性格というのが書いてあります。4ページの2.の(1)とか(2)は極めてまれに起きる巨大な地震であるということが強調されているのですが、(3)で頻度は低いけれども、仮に発生すると被害が甚大であるということも書いてあるのですが、この甚大というのを具体的に言ったときに、これは18ページに超広域にわたる甚大な被害ということなのですね。だから、これは後のほうでまとめて何人が亡くなるとか、何棟が倒れるとかということも書いてあるのだけれども、ざっくり言ったときに、日本の西半分が全部被災するという感じなのですね。ですから、もし定量的に書く必要があるのであれば、暴露人口が日本の人口の何割になるとか、あるいは震度6弱以上の面積が日本の面積の何割とかということが必要だけれども、そこまで書かなくても、少なくとも日本の国民の半分が影響を受けるというようなフレーズをぜひ入れていただきたいと思います。大きいというのは、被災する面積が大きいということと、被災する人の数が非常に大きいということがあって、これは東日本大震災と大体同じぐらいというのが私のイメージですけれども、実は東日本大震災よりも犠牲者の数は1桁増えるというのは暴露量があるからなのですが、とにかく最初に一度、出だして、日本の半分が影響を受けるということが重要なので、それを少し書いていただく必要があるかなと思いました。

以上です。

○ありがとうございます。よろしいですね。

○事務局の●●です。

23ページ目に基礎データという形で、いわゆる暴露人口と建物棟数というものを入れているのですが、頭のほうにもぜひ記載したほうが良いという御意見と承知しました。

○この何人とかというよりは何割とか、実は半分じゃなくて3分の1ぐらいかもしれないけれども、それだってもんすごく多いわけですから、これは一部のローカルな話ではなくて、日本の非常に大勢の人が関係するということをぜひ強調してください。

○はい。

○そのほかいかがでしょうか。

最後のリソースの数字はもっと書いてくれますよね。肝心の公務員の数を書いていないとか、防災担当職員の数を書いていないとか、もっと書かないといけないことはいっぱいありそうで、要は我々の持っているリソースに比べて被害が圧倒的に多い。だから、何とかしないといけないという根拠データが要るので、防災担当職員が少な過ぎるというのは今よく聞かれますし、社会福祉協議会の人数も少ないというのが分かりましたし、結局対応しているお医者さんも含めて人

数が少ないんだよと。これから10年後には人口が分布としてこうなってしまっていて、働いている人も激減するとか、要支援者が激増するとか、そのようなイメージが分かるデータ集が後ろにあると、みんな普及啓発に使いやすくなると思います。これはもう充実させるだけだから。

だから、ここは充実しておいていただくのが肝心かなと思います。

そのほかいかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○2点ありまして、1点目は、今のリソースのところで、ジェンダー別も加えて出していただくと、女性の参画の状況を示すことができます。また、高齢化比率を示していただけると課題が明確化されると思います。

2点目は、経済被害のところで、最初の頃の議論で金融がストップすると電子マネーとかそういうのもストップするという話もあったので、そういうのもできれば加えていただくとよいと思います。

○よろしいですか。本当は重機の数とかが要るのですよ。ですから、人ばかりではなくて、重機の数とか、砂利とか、セメントとか、アスファルトとか、災害対応するに当たって欠くべからざるもの。今日、少し事務局にも送ったのですけれども、今、血液製剤をつくっている場所が激減しているとか、例えばそういったようなちょっと気になるようなデータ集をつくっておいたほうが良いような気がします。

●●委員、お願いします。

○●●委員、ありがとうございます。

私のほうからは、非公表資料6の5ページ目の下から9行目の記述です。「一方、施設等や経済的な被害については」とある中で、最後が「被害の拡大をできるだけ抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め」とあります。こちらは「被害の拡大をできるだけ抑えることができるよう」というところに、「被害の拡大をできるだけ抑え、地域社会の継続に必要な事業継続活動を途絶えさせないよう」というような形で、防災だけではなく、事業継続対策ということも重要だというような記述をつけ加えていただいたらどうかなと感じました。

以上です。

○社会機能が維持できるというようなニュアンスのことを書いていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○もうこの段階まで来ての話ですので、個別具体の対応を求めるということではないのですけれども、例えば非公表資料6の4ページ、今回の被害想定性格の中にも「何としても命を守る」と書かれ、5ページ目の今の●●委員の御指摘のところのちょっと上のあたりには、ここにも「何としても命を守る」ことを最優先として、住民等の避難を軸にと書かれていて、一番重要だというふうに位置づけられていることがよく文章に表れていると思うのですけれども、全体の構成をぱっと見たときに、生き残った暁に必要なことばかりがずっと書かれているような気がして、住民の避難ということに対しての、誰の責任でもないのですが、検討の薄さというのが、日本の防

災の現状において非常に薄いなという感じがいたします。

やはり津波が最大の犠牲者を生む要因ですので、単に施設整備の話ではなくて、どうしたらちゃんと逃げる社会になるのかとか、そういった観点からの検討、これは先ほど人文社会科学的なみたいな話とか、さらりと述べているだけでほとんど具体性がないわけですね。このへんについての検討をしっかりと国としてもやっていく必要があるのではないのかと。懸命に逃げる国民であること、これが一番効果が大きいじゃないですか。生き残った暁にここに書かれているようないろいろなことが問題になってくる。それはそれでももちろん対応もしておかなければいけないし、それについてはかなり精緻な議論もできてきていると思うのですが、一番上段で構えているところの「何としても命を守る」、避難が重要だみたいなところについては、非常に検討が薄いというこの現状を認識しておく必要があると思います。

○それはさっきのIV章、V章のところ、そっちをきちんと書かなくてはいけなくて、ここは被害想定なので、被害想定側というよりは本文側のほうに今の●●委員のメッセージをきちんと書くべきで、おそらく最後の「おわりに」のところとか。

○ただ、被害想定も、国民がどういう対応を取ったらどれぐらい減らせるとか、被害想定の中に対応することも本当はあるように思うのですが、これは非常に難しいですね。国民の反応が、どういうタイミングでどう逃げたらどうなるかみたいな話になりますからね。

○今のところ入っているのは、意識レベルが変わるとこうだという、それしか入っていないでしょう。だから、それ以上のところが、やはりそれは研究者側にも問題があって、研究者側もそこを突っ込んだ研究を出していったらあげないと多分予測ができてこないから、これはキャッチボールですね。両側でちょっと頑張らないと今のところは難しいかもしれないですね。ただ、それが大事なことはもう明らかなので、まずは本文のほうには、「おわりに」が出てきたりとか、今後の方向性というところ、さっきの第VI章のところとかには今のようない記述はあったほうが望ましいような気がします。

●●委員、お願いします。

○今、●●委員がおっしゃったこととも関連すると思うのですが、非公表資料6の5ページの部分で、今回の被害想定的位置づけみたいなことを丁寧に説明してくださっているんですね。これだけの膨大な資料なので、私がこういうのを入れてくださいといっても多分見向きもされない可能性があるのですが、とはいえ、この10年間、私はいろいろな地域の防災の取組を見てきて、あまりにも逃げるのが不可能に近い想定に、むしろ防災対策を諦めさせてしまっている側面もあって、目標は今よりちょっとでも前に進めるということだったはずなのですよ。そのために今回の大きな想定というのは、さすがに浸水エリアがどこまでになっているのかというのを見たときに、色が塗られていないと全く行動につながらないという実態もあるので、大きくカバーしているという意味で大きな意味はあるのだけれども、その結果、本当に逃げてくれるのかというところに関しては、この10年間総括をしたときに、次の10年間どうすると考えないといけない、それに関連して少し書き加えていただきたいなと思っているのが、その位置づけとして、今から私が書いた文章を読みます。

今回の想定は、東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの地震・津波による被害を取りまとめたものである。これはここに書いています。しかし、最大クラスのみを見据えて諦めるのではなく、できる対策を積み重ねることが重要である。本想定を活用し、防災・減災を一步步前進させることが求められるというような、こんな表現があってもいいのではないか。それはもしかしたら●●委員がおっしゃるように、終わりのところかもしれないし、全体の最初のところかもしれないし、どこか分からないのだけれども、大事なのは、●●委員をはじめ、これはメディアがいろいろなところで発信してくれるときに、その言葉を拾ってくれるかと思うのです。多分、数字ばかり見て、また同じ失敗を繰り返すことになるのだらうと思うのだけれども、2度目の失敗は20年のブランクを生みますので、さすがに今回は同じようなことを起こさないように注意が必要だと思います。

○おっしゃるとおりで、数字はそんなに精度がよくないというか、幅があるものなのでというのは口を酸っぱく言わないといけないので、それは毎回申し上げてはいるものの、どうしても数字だけが記事になりがちなので、ここは事務局も含めて、この結果がどう使われるか丁寧に説明していくことが大事だと思っています。よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。もう大分時間的には押してきていて、ボリュームが多いのですが、次回ぐらいまでには。

●●委員、お願いします。

○単純というか、ちょっと分からないのですけれども、非公表資料6の7ページの交通施設被害のところなのですが、東名・新東名のことは書いてあるのですが、新名神のことは書いていないのです。

それと、19ページの人流・物流の大動脈の寸断による被害の拡大のところ、東名・新東名・名神高速道路までは書いてあるのですが、新名神は書いていないのは何か意味があるのでしょうか。

○おそらく10年前の報告書をベースにされているので、この10年間の変化を書き忘れていていると思いますので、御指摘ありがとうございます。10年間の社会の変化を忘れることなく記述してもらうようにします。

○よろしくお願いします。

○御指摘ありがとうございます。

事務局、大丈夫ですね。いっぱい道路とか増えているから大変。

よろしいでしょうか。

○1つだけお願いがあります。先ほどの電力と燃料についてデータがあれば、きっとあると思うのですけれども、推進地域に立地している火力発電所の地図。

○それは多分、本文のほうに入れられないといけないかもしれない。

○データか本文かで。本文の中では何となく入っているのですけれども、もしそれを地図とか図で入れられたらありがたいと思うのですが、厳しいですか。

○前回の13年前はそういう絵も入っていたから、今回も入りますよね。港湾とか、発電所とか、

製油所とか、油槽所とか、そういう社会を支えているインフラとライフラインの大元のところ。
○その推進地域あるいは沿岸部に立地しているものは見える化していただいたほうがいいかなと思います。

○確かこのワーキンググループの序盤の回にそういう資料がいっぱい出ていたような気がする。前半で。

○まだ回数が1桁台のときに、発電所の立地はここで、推進地域はここでというのはあったような気がします。

○製油所、油槽所もあったと思います。

○確認します。

○それから、重要港湾とかですね。だから、そういう基礎的な資料は、随分前に●●委員からも御指摘いただいていたと思うのですが、最初の頃にまとめていたパワーポイントの資料が非常に貴重なので、それを別冊でもいいからつけておきましょうという話はあったと思います。たしか事務局の仕事になっていたと思います。

○仕事を増やしてすみません。

○いや、当初それは約束していたはずなので、多分大丈夫だと思います。

●●委員、お願いします。

○1点だけ、燃料のところなのですけども、1か月後で供給不足の解消が始まるが解消できない被災地域も残ると。それで、大体これぐらいの想定でほかのところの影響も書いてあるのですけれども、東日本大震災で大体それぐらいで、1か月でようやく解消が始まったぐらいで、東日本大震災で1か月で、何で南海トラフ地震で1か月なんだろうというのがどうも解けなくて。ちょっとこの想定が、確か5割強まで下がると書いてあるのですけれども、東日本大震災で7割下がって、南海トラフ地震で5割下がるというのは、どうも計算がよく分からないので、もしもそうなのだとしたら、関東を入れているか入っていないかとかそういう違いだと思いますので、これで正しいのかもしれないかもしれませんが、根拠を少し精査いただければと思いました。

○そうですね。このあたりは結構微妙なので、影響が大きいから、ぜひ入れておいていただければと思います。

●●委員。

○●●委員が言われたことは私も実はずっと思っていて、津波からの被害が大きいというのはやはり被害想定の中でも非常に重要なですね。今日、事務局から参考資料1という2枚物の資料を出していただいたのは非常に重要で、つまり、気象庁は非常に努力をして、2～3分で津波警報を出せる体制を取ってきたわけですね。これはもっとどこかにはっきりと前のほうの見えるところに書いたほうがいい。

もう一つ重要なのは、最大クラスの場合でも、どこに何分で津波が来るかということも一応想定として出しているわけですね。これは大きめに出していますから、それより実際には小さい可能性があるけれども、誰が何分以内に逃げなければいけないかということは実は分かっているんだというメッセージをもっとはっきり出していただきたいのです。これはいろいろな仮定がある

けれども、そうならないかもしれないけれども、少なくとも30センチメートル以上の津波が何分
で来るかというのも全部出ているわけだから、それは表で出るのですよね。前はハザードの評価
は全部、県別とか市町村別で出しましたから、出ていますね。それをここに書く必要はないのだ
けれども、そこに書いてあるということははっきり書いて、自治体はそれを見て、だからといっ
て高知県の黒潮町全部が30メートルになるわけではなくて、実は30メートルになるところはごくわ
ずかだし、それから、3分で来ちゃうところもごくわずかなのですね。だから、大多数の人は30
分あればちゃんと逃げられるというようなメッセージをもう少しきめ細かく書いていただかない
と、さっき●●委員が言われたように、命を守ることが一番大事だというのは私もそのとおりだ
から、そのためにいろいろと不十分ながら科学的な知見があつて、これを最大限に使っていただ
きたいというようなことをもう少し書いたほうがいい。

ここに同じことを、ハザードそのものを書く必要はないのですけれども、それは全て公表され
ていて、自治体から情報が出ているのだから、それを市民の皆さんがうまく利活用してほしいと
いうようなことを大きく書いて、3分で、5分で、15分で修正するとか、こういう話もきちんと
書いたほうがいい。

臨時情報が出るのはごくまれなので、最初には出ないです。出ないで起きてしまうことのほうが
多いのですから、それをまずはっきり書いて、さらに臨時情報が出る場合もあるというようなニュ
アンスをどこかにはっきりと書いていただきたいなと思います。

以上です。

○よろしいですか。

これから次までは、次回が3月11日なので、20日間ぐらいしかないのですが、次回やはりこれ
を相当文章化して、最終に近い確認をいただかないと、先ほど事務局がおっしゃったスケジュー
ルで公表ができなくなりますので、毎回申し上げて誠に申し訳ないのですが、このボリュームで
すけれども、必要なところを御覧いただいて、できるだけ早い段階で事務局にコメントを返して
いただけると、次回出てくるものの完成度が高くなってくると思いますので、ぜひ御協力をお願
いできればと思います。

メディアの人たちも、多分スケジュール感は公表されますから、メディアの方や基礎自治体や
都道府県の方々もスケジュール感をお持ちになりますので、そのことも頭に置きながら、皆さん、
これから1か月ぐらい一緒にお付き合いいただければと思います。

では、本日の議論はここまででよろしいでしょうか。

では、事務局にお返しします。

閉 会

○藤本（事務局） 福和主査、また委員の皆様方、活発な御議論をどうもありがとうございました。

今ほど福和主査からありましたとおり、次回、第28回の会合は、3月11日の10時からを予定し

でございます。御参加のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —